

# 美容所の開設にあたって

## ※ 手続きの流れ ※

### ①届出の準備

届け出に必要な書類など（下記）を用意します。

### ②届出

保健所へ書類を提出し、検査手数料（17,600円）を納付します。  
併せて、施設の検査日を予約します。

### ③検査

営業を開始する前に保健所の監視員が施設の確認に伺います。設備や器具が基準を満たしていることが確認されると、営業することができます。  
（問題がある場合は営業開始ができませんのでご注意ください。）

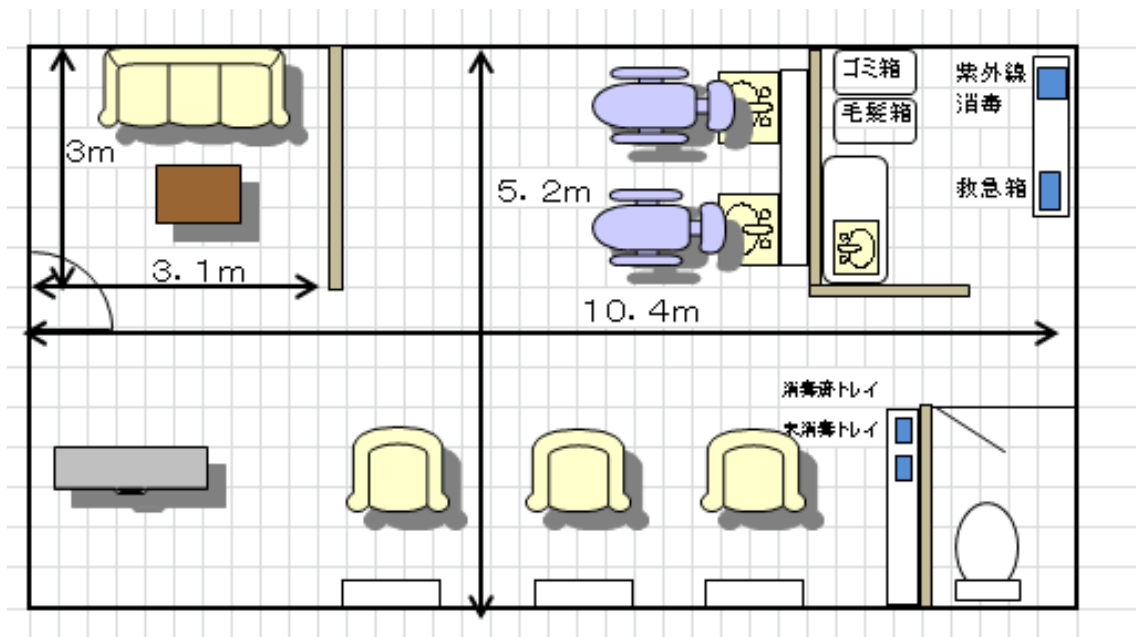
### ④検査確認済証の交付

施設の確認が完了した日から1週間程度で「美容所検査確認済証」を交付しますので、保健所の窓口まで受け取りに来てください。（電話で連絡します。）交付された「美容所検査確認済証」は、店内のよく見える場所に掲示してください。

## ※ 届出に必要なもの ※

チェック欄

- 1 美容所開設届 : 保健所で配布
- 2 美容師免許証 : 美容所で働く予定の美容師全員について必要
- 3 管理美容講習修了書 : 美容師が1人しかいない場合は不要  
**※美容師免許証・管理美容講習修了書は原本とコピーが必要です**
- 4 健康診断書 : 美容師全員について必要  
**※結核と伝染性皮膚疾患についての記載が必ず必要です**
- 5 施設の平面図 : 出入口・窓・鏡・作業イス・消毒設備・シャンプー台・待合い・トイレなどの配置がわかる図面（工事用図面でも可）
- 6 施設付近の地図（半径200m程度）
- 7 登記事項証明書（会社経営の場合のみ）
- 8 検査手数料（17,600円）



# 美容所の施設基準 (参考法令など)

## 美容師法

(美容所について講ずべき措置)

第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 **消毒設備を設けること。**
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置。

## 美容師法施行規則

(清潔保持の措置)

第26条 法第13条第1号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板など不浸透性材料を使用すること。
- 二 **洗い場は、流水装置とすること。**
- 三 **ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。**

(採光、照明及び換気の実施基準)

第27条 法第13条第3号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 二 換気 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

## 奈良県美容師法施行条例

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 **美容所は、常時居住する場所、他の店舗及び外部と隔壁により完全に区分すること。**ただし、防火その他の理由により隔壁により完全に区分することが適当でない時は、必要最小限の範囲で天井付近の隔壁を設けないことができる。
- 二 **美容所には、作業場のほか、客の待合所を設けること。**
- 三 **作業場及び待合所の床面積**(床面から天井までの高さが2.1メートル以上の部分の床面積に限る。)は、**作業いす一脚を設置する場合は10平方メートル以上とし、作業いす一脚を増すごとに1.5平方メートル以上を増すこと。**
- 四 **待合所は、作業場と区分し、作業場の床面積に応じ、適当な広さとする**こと。
- 五 **作業場内に、消毒済みの物品及び未消毒の物品をそれぞれに区別して収納する容器を備えること。**
- 六 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具類は、作業いすの数に応じて十分な量を備えること。
- 七 **外傷の応急手当に必要な薬品を備えること。**
- 八 便所、更衣室及び流水式手洗い設備を設置すること。ただし、衛生上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。

美容いすの数	1脚	2脚	3脚	4脚	5脚	6脚
最低床面積 (㎡)	10	11.5	13	14.5	16	17.5

※□はチェック欄